昭和二十四年厚生省令第三十七号

死体解剖保存法施行規則

死体解剖保存法施行規則を次のように定める。

第一条　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号。以下法という。）第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、死亡の事実を証明する書類（第一号書式）及び解剖に関する遺族の承諾書（第二号書式）又は法第七条第二号の規定に該当することを証する証明書（第三号書式）並びに医師及び歯科医師でない者にあつてはその履歴書を添えて、解剖をしようとする地の保健所長に提出しなければならない。

一　住所、氏名及び年齢

二　医師又は歯科医師であるときはその旨

三　解剖を必要とする理由

四　解剖をしようとする場所

五　解剖に関する履歴の詳細（解剖に従事した学校又は病院の名称、経験年数、剖検数等を明記のこと。）

第二条　削除

第三条　死体解剖保存法施行令（以下「令」という。）第一条第一項の申請書は、第四号書式によるものとする。

2　令第一条第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない解剖に関する経歴を証する書類及び履歴書は、第五号書式及び第五号の二書式によるものとする。

3　令第一条第二項の手数料の額は、九千四百円とする。

第四条　令第三条第三項の手数料の額は、二千九百円とする。

第五条　前二条の規定による手数料を納めるには、手数料の額に相当する収入印紙を申請書にはらなければならない。

第六条　削除

第七条　法第十二条の規定により死体の交付を受けようとする学校長は、死体交付申請書（第六号書式）を当該市町村長に提出しなければならない。

第八条　法第十三条第一項の規定による死体交付証明書は、第七号書式又は第八号書式によるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二五年一二月一九日厚生省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二九年五月一日厚生省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二九年七月二六日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年三月二九日厚生省令第一一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附　則（昭和五九年四月一三日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附　則（昭和六二年三月二三日厚生省令第一四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（平成三年三月一九日厚生省令第一〇号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附　則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成九年三月二七日厚生省令第二五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一月一一日厚生省令第二号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成三〇年一二月一一日厚生労働省令第一四一号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第一号書式

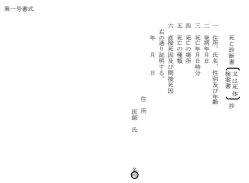

第二号書式

第二号書式

一　解約に関する遺言の未提書
二　死者の住所及び氏名
三　死亡に場所
　上記の死者が死亡後解約保存法の規定に基いて解約されたことを証明します。
　年　月　日
　住　所
　死者との続柄
　氏　　㊞

第三号書式

第三号書式

一　遺言の提出機関に新設申書
二　死亡者の住所及び氏名
三　遺言の年月日
四　遺言の解約の時期に変更又は取り消される場合
五　遺言の解約の日から明らかにされたその解約及びその理由
六　遺言の解約の日から明らかにされたその解約及びその理由
　すなわち、遺言の解約の日から遺言の書式の解約
　いることの時からの場合はその解約の日から遺言の解約
　ことを証明します。
　年　月　日
　住　所
　主張遺言　氏
　住所（又は
　書類名称）　氏　　㊞　㊞

第四号書式

第四号書式

死体解剖保存承諾書

住　所

氏　年　月　日生

名

一　医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び登録番号

二　法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地

三　法人として行政官庁の認可を必要とする場合その認可の有無（名称、所轄官庁、法人の目的）

四　死亡した者の死体に解剖をされたことの有無およびあるときはその年月日

私は、死亡した者の死体を解剖されたい。

年　月　日

収入印紙

氏　㊞

（注意）死亡した者との関係

（注意）氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

第五号書式

解剖証明書

一　死体解剖保存法に従事した医師又は歯科医師の氏名　年　月　日生　氏　名

二　死体解剖保存法に従事した医師又はその他の者の職名

三　右の者に解剖に従事させたこと

四　解剖の年月日

五　解剖の場所

六　解剖の理由

右の者に解剖に従事させたことを証明する。

年　月　日

○○大学医学部○○教室研究室三在　氏　㊞

○○大学医学部教授　氏　㊞

第五号書式

第五号の二書式

第五号の二書式

履歴書

（ふりがな）
氏名

現住所　年　月　日生

一　学歴

年　月　日	学校名、学部名	入学・卒業

二　職歴

自　年　月　日 至　年　月　日	施設名	所属	職名	備考

三　解剖歴

その施設一年間の平均剖検数	施設名	自　年　月　日 至　年　月　日	剖検数	解剖の種類	指導者氏名

四　指導者の略歴

（注意）
1　二の職歴中「所属」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部門等。
「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。
2　四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合は、その官、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その者の所属と認定番号を記載すること。

第六号書式

第七号書式

第六号書式

一　解剖目的死体（死胎）交付申請書
死者の氏名、性別及び年令（死胎の場合は、父母の氏名、性別及び妊娠月数）
二　死亡の年月日時（死胎の場合は、分べん年月日時）
三　解剖の目的
四　指定の解剖室で解剖
右による死体（死胎）を交付されたい。
年　月　日（死胎の場合は、分べん後何時何分死亡）
市町村長　殿　　氏　　㊞

第七号書式

死亡届書（死産の届出を兼ねる場合）

一　死亡者の本籍
二　死亡者の氏名
三　死亡者の出生年月日
四　性別
五　死亡年月日
六　死亡の原因及び種類疾病
七　死亡の時刻
八　死亡の場所
九　死亡者の住所
十　死産児の出産年月日及び出産の場所
　　年　　月　　日　　市町村長　　氏　　㊞
　　死産の届出をすること。
　　（注）　死因が伝染病等であるときは死産届をしてはならない。

第八号書式

父母の本籍
父母の氏名
父母の住所
性別
出産年月日
分べん時刻
出産の場所
出産児の数
出産児の出産の順位
死産児の出産年月日及び出産の場所
　　年　　月　　日
　　市町村長　　氏　　㊞

第八号書式